

マイナンバーの通知と交付申請

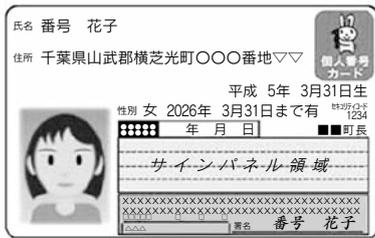
10月以降順次、みなさんにマイナンバー(12桁の個人番号)が記載された「通知カード」が、地方公共団体情報システム機構(通称「ジェイリス」)から書留郵便で送付されます。

◀通知カード

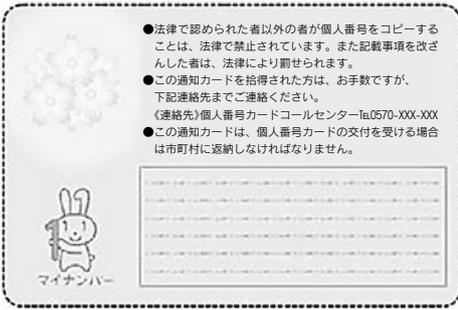


表面

◀個人番号カード



表面



裏面



裏面

※記載内容は、変更になる場合があります。
※個人番号カードは、申請した方のみ住民課で交付されます。

	通知カード	個人番号カード
取得方法	住民票を有する全ての方に簡易書留で郵送	通知カードとあわせて送付される申請書に顔写真を貼付し、同封の返信用封筒で申請
様式	紙製のカード	ICカード
記載事項	住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー	住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー等
使うとき	マイナンバーを提示するとき	・マイナンバーを提示するとき ・本人確認書類 ・e-TAXなど公的個人認証(署名用電子証明書・利用者用電子証明書)を利用するとき

書留郵便が届いたら確認をお願いします

「通知カード」は、世帯ごとに簡易書留で届けられます。次の4つが世帯の人数分入っていますので、書留郵便が届いたら確認をお願いします。

- ・通知カード
- ・個人番号カード申請書
- ・返信用封筒
- ・説明書

※一人暮らしで長期間、医療機関や施設に入院している方、DV・ストーカー行為、児童虐待等や東日本大震災の被害者で住所地以外にお住まいの方は、住所地に「居所情報登録申請書」を提出していただく必要があります。

「個人番号カード」は申請が必要です

送付された「通知カード」は、個人番号をお知らせするもので、この通知カードには「住所・氏名・生年月日・性別」の基本4情報とマイナンバーが記載されていますが、身分証明書等としては利用できません。今後、行政手続き等で活用することになる「個人番号カード」を希望する方は、同封された「説明書」を確認のうえ、「個人番号カード申請書」に記入し、返信用封筒に入れて返送いただくか、インターネットで申請してください。

平成28年1月以降に住民課で「個人番号カード」を交付

ジェイリスへ「個人番号カード」を申請した方は、後日、「交付通知書」が送付されますので、必要事項を記入し、住民課へ持参して

ください。ご本人を確認し、交付手続きを行います。 ※「個人番号カード」は、大変重要なカードです。情報漏えいの防止等で、手続きが煩雑となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※平成28年1月以降に交付手続きを行う「個人番号カード」は、広報11月号と12月号で詳しくお知らせします。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)
☎0570(20)0178
午前9時30分～
午後5時30分

※土・日曜日、祝日等と年末年始は除く。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

◆問い合わせ

住民課住民班
☎(84)1214